

仮設トイレ及び更衣室等の設置費用に係る積算について

誰もが働きやすい現場環境整備と女性活躍促進工事は、工事契約後に発注者協議の上、誰もが働きやすい現場環境の整備を行い、変更契約において必要な費用を計上する。

- 1) 現場環境の整備に必要な費用は、施設の賃料(基本料、管理料、補償料を含む)が含まれ、共通仮設費(営繕費)に積み上げ計上する。
- 2) 受注者は、仮設トイレの設置に当たって、別紙1「仮設トイレの仕様」を満たすことを示す書類を添付し、発注者と協議のうえ、規格・基数等の詳細について決定するものとする。
- 3) 監督職員は、受注者に証明書類(支払い書類等)の提出を求め、次の費用を計上する。

①トイレ

- ・57,000 円／基・月を上限に、実際にかかった費用(円／基・月)から従来品相当額(10,000 円／基・月)を減じた額を計上するものとし、設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。
- ・ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入り口別に 57,000 円／基・月を上限に計上可能とする。

②更衣室(女性用)

- ・「工事における現場環境改善費の積算要領」に基づき、現場環境改善費の率分(営繕関係)の対象とする。(当初発注時に現場環境改善費の率分を計上している工事のみ)

- 4) 運搬・設置撤去費用、汚物処理費、水道・電力料金は共通仮設費の率の計上分に含まれるものとする。